

## 【新】 ■ 原油価格・物価高騰対策一時支援金：96億円

- **原油価格や原材料価格高騰等への対策**として、より支援の必要性・緊急性の高い売上の減少した**中小法人・個人事業主等に一時支援金**を支給
- 国制度(事業復活支援金)の支給を受けた事業者等を対象とすることで、**手続きの簡素化**と**迅速な支給**を実現し、**事業者の経済活動を下支え**

区分	内容	
対象業種	全業種	
支給対象	①事業復活支援金(国制度)の受給者 ②経営円滑化貸付(原油価格対策、原材料価格・エネルギーコスト対策)の利用者	
支給額	・①のうち、売上減少率が50%以上の者 ・②の者	・①のうち、売上減少率が30%以上50%未満の者
	中小法人 <b>30万円</b> 個人事業主 <b>15万円</b>	中小法人 <b>20万円</b> 個人事業主 <b>10万円</b>
申請・支給時期(予定)	令和4年7月 受付開始 <b>令和4年9月 支給完了</b>	

## 【参考】国制度「事業復活支援金」

対象月(R3.11~R4.3月)の売上が、基準月の売上と比較して30%以上減少した者(地域・業種を問わない)

売上高減少率	個人	法人(年間売上高)		
		1億円以下	1~5億円	5億円超
50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
30~50%	30万円	60万円	90万円	150万円